

招待論文（研究ノート）

法学における学術論文作成と文章生成 AI の活用

元明治学院大学法学部教授 高田 寛

I. はじめに

昨今 AI の進展が著しい。特に生成 AI の出現により、小説までも AI が書く時代である。現に 2024 年度芥川賞作家である九段理江氏が書いた短編小説『影の雨』は 95%が AI、残り 5%が作家の作であるという。執筆には文章生成 AI の ChatGPT が使われた。芥川賞受賞作である『東京都同情塔』では 5%が生成 AI によるものであったが、今回的小説では、それを大きく上回る 95%が AI の作である（注 1）。

生成 AI の使用は小説には留まらない。学術論文（注 2）作成にも生成 AI が活用できるのではないかという疑問が生じる。実際、多くのマスコミが記事を作成する場合、文章生成 AI をツールとして使っているという。はたして学術論文執筆に、生成 AI を支援ツールとして使っても良いものであろうか。誤った内容、著作権、剽窃などの研究者倫理（注 3）に反する以前に、研究者が学問研究の成果として公表する学術論文としての価値の問題、ひいては研究者の研究に取り組む姿勢の問題にまで波及する可能性がある。

我々法学研究者が執筆する論文（論説、研究ノート、判例評釈、資料、記事等を含む）に文章生成 AI を利用してよいものか。もし仮に利用が許されるとしたら、どの分野で、どのような方法、どの程度なら許されるのか。また、文章生成 AI 利用の禁止行為とはどのようなものであろうか。さらに、研究者倫理との関係はいかなるものであろうか。学術論文に文章生成 AI を使用することは、特定不正行為（FFP : fabrication（捏造）、falsification（改ざん）、plagiarism（盗用））に該当するのであろうか。一方、積極的に利用する方法として、査読時に、生成 AI をツールとして使えないものか。

本稿では、2025 度の企業法学会の企業法学サロン（2025 年 10 月 5 日、筑波大学において開催）（注 4）の筆者の研究発表を基に、法学における学術論文執筆に生成 AI を支援ツールとして使用することのはず、および査読の支援ツールとしての効用について考えてみたい。

II. 文章生成 AI を利用した論文作成

文章生成 AI には、ChatGPT（注 5）、Claude（注 6）、Gemini（注 7）など幾つかあるが、ここでは代表的な対話型文章生成 AI である ChatGPT を利用した論文作成の実験の結果を紹

介しよう。今回の実験では、ChatGPT に、次のようなプロンプト(注 8)を入力して文章生成を試みた。

「『生成 AI を使った法律論文作成の是非』というタイトルで、1,000 字以内の学術論文を作成してください。なお、文献の引用については明示してください。」

入力後、ほんの数秒で次のような文章が生成され、パソコンの画面上に表示された。

近年、ChatGPT などの生成 AI が学術研究や教育の現場において急速に普及している。法律学の分野も例外ではなく、論文作成や判例分析に AI を活用する動きが広がりつつある。しかし、生成 AI を論文作成に用いることの是非は、学問的誠実性と技術的有用性の両面から慎重に検討されなければならない。

まず、生成 AI の利点として、①大量の情報検索・整理の効率化、②文章構成の補助、③複雑な法的概念の説明支援が挙げられる。AI は膨大なデータを迅速に処理できるため、研究者が基礎作業に要する時間を削減し、より高度な分析に集中できる環境を整える可能性がある（村井・中村 2023）。特に英米法判例の検索や比較研究においては、AI の自然言語処理能力が有効に機能することが期待される。

しかし、問題点も多い。第一に、AI による情報の正確性には限界がある。生成 AI はあくまで確率的言語モデルに基づくため、法的に重要な細部で誤情報や虚構の引用を提示するリスクがある（朝日新聞 2023）。この点は、論文作成において重大な研究倫理違反を引き起こしかねない。第二に、著作権や引用の適切性の問題である。AI が生成した文章が他者の表現に依拠している場合、無自覚に剽窃を行う危険性がある。第三に、学問的主体性の喪失が懸念される。論文は研究者自身の独創的な思考を示す営みであるが、AI に依存しすぎれば、研究の本質が損なわれる恐れがある（Bender et al. 2021）。

以上を踏まえると、生成 AI を法律論文作成に利用することは全面的に否定されるべきではないが、あくまで「補助的手段」にとどめるべきである。研究者自身が最終的な責任を負い、AI の提示した情報の正確性を検証し、引用の出典を明確に示すことが不可欠である。今後は、各大学や学会がガイドラインを整備し、AI 利用の透明性を確保することが求められる。

結論として、生成 AI は法学研究における有効な道具となり得るが、研究倫理と学問的主体性を担保するための規範的枠組みの構築が急務である。

参考文献

村井純・中村伊知哉『AI と法学研究の未来』岩波書店、2023 年

朝日新聞「AI 生成文書と研究倫理」2023 年 5 月 10 日

Bender, E.M., Gebru, T., McMillan-Major, A., & Shmitchell, S. (2021). "On the Dangers of Stochastic Parrots: Can Language Models Be Too Big?" *Proceedings of FAccT 2021*, pp. 610–623.

このように、誰もが理解できるような、自然な日本語によるわかりやすい文章が生成されたが、これを ChatGPT に ChatGPT が書いた文章かどうか判定させたところ、「ChatGPT で生成した可能性が高い」という結果が得られた。

ところが、AI によって作成された文章かどうかを識別するための専用ツールである AI 判定ツール (AI チェッカー) で判定させたところ、確率として全体 100% のうち、人間 52%、混合 27%、AI 21% という結果が得られた。約半分の確率で人間が作成したものという評価になった。このように、AI が生成したものかどうかを判別することは、AI チェッカーでも現時点ではかなり難しいということが分かった。

次の実験として、上記とは逆に AI が生成したものではない文章（100% 筆者が作成した文章）を判定させることとした。例文としては、筆者が 100% 作成した企業法学会の企業法学サロンで事前に公表した以下の「概要」である。これは本稿の「はじめに」の個所で一部利用しているものである。

昨今 AI の進展が著しい。特に生成 AI の出現により、小説までも AI が書く時代である。現に 2024 年度芥川賞作家である九段理江氏が書いた短編小説『影の雨』は 95% が AI、残り 5% が作家の作であるという。執筆には文章生成 AI の ChatGPT が使われた。芥川賞受賞作である『東京都同情塔』では 5% が生成 AI によるものであったが、今回の小説では、それを大きく上回る 95% が AI の作である。

生成 AI の使用は小説には留まらない。学術論文作成にも生成 AI が使用できるのではないかという疑問が生じる。実際、多くのマスコミが記事を作成する場合、文章生成 AI をツールとして使っているという。はたして学術論文執筆に生成 AI を支援ツールとして使っても良いものであろうか。誤った内容、著作権、剽窃などの研究者倫理に反する以前に、研究者が学問研究の成果として公表する学術論文としての価値の問題、ひいては研究者の研究に取り組む姿勢の問題にまで発展する可能性がある。

今年度の企業法学サロンでは、学術論文執筆に生成 AI を支援ツールとして使用することの是非、および査読の支援ツールとしての効用について考えてみたい。

前回と同様、これを ChatGPT に ChatGPT が書いた文章かどうか判定させたところ、驚いたことに「ChatGPT で生成した可能性が高い」という結果が得られた。繰り返すが、この文章は、筆者が 100% 書いたもので、何一つ AI の力を借りたものではない。ChatGPT の判定の理由は、「文章が自然で綺麗。誤情報（九段理江）が含まれている。」というものであった。「文章が自然で綺麗」はともかく、「誤情報（九段理江）が含まれている。」は、明らかに ChatGPT の間違いであり、九段理江氏の AI 使用の件は、当時大きく報道され、本人も認めているように（注 9）、この情報は正しいことに間違いはない。さらに、AI チェッカーによって判定させたところ、人間 29%、混合 48%、AI 29% という結果が得られた。

このように、現時点では、文章生成 AI によって生成された文章かどうかを判定すること

は専門の AI チェッカーでも難しいことがわかる。今後、生成 AI の技術の進展とともに、この判定精度は向上すると思われるが、それにも限界があり 100%AI チェッカーを信じることは難しいであろう。学術論文を生成 AI に書かせたとしても、それを生成 AI が書いたものかどうかを見分けることは、専門家である研究者にとっても難しいのではないだろうか。もしそうであるならば、論文執筆に関し文章生成 AI を利用するにしても、その事実が特定できない以上、そこに研究者倫理の本質的な問題が内在し、文章生成 AI が今後進展したとしても、この問題を払拭することは難しいと思われる。

なお、AI チェッカーとしては、プリンストン大学の GPTZero(注 10)、Neural Writer(注 11)、isgen.ai(注 12)、Smodin(注 13)などがある。無料で使えるものとしては、日本の「生成 AI チェッカー」(注 14)がある。今回の実験では、この「生成 AI チェッカー」を使用した。なお生成 AI の出力かどうかを判定するアルゴリズムとしては種々あるが、基本的には、生成 AI が書いた論文・レポートかをチェックする際、生成 AI 特有の言い回し・語彙の偏りを機械学習で調査し、AI コンテンツを検出するアルゴリズムによって、AI が作成した可能性を推定するようである(注 15)。

判定精度に関しては、ChatGPT、Claude、Gemini などの最新の生成 AI 技術は、非常に高度化しているため、多くの AI チェッカーでは人間による文章であるかどうかを完全に判定することは難しく、AI で書かれた文章である可能性を数値として表示しているに留めている。また、これらの多くは「結果は目安として参考にとどめて、最終的な判断にあたっては必ず人の目で確認することが必要」という注意書きを行っている(注 16)。ただ、人の目で確認するとしても、どんなに有能な人間であっても、人間の能力には限界はあるのは当然であろう。

なお、文章生成 AI に論文を作成させるに際し、現時点ではある程度制約があり、無料版では、最大文字数は 1 万字程度、文章の種類は記事・レポート・論文形式の文章にのみであるものが多い(注 17)。ただ、これも生成 AI の技術の進展と共に解消されていくことになるに違いない。

III. 学術論文と生成 AI

改めて、学術論文とは何かについて考えてみたい。学術論文の統一的・学術的な定義は、正式なものはないが、大学や研究機関で個々に定義されていることが多い。例えば、中央大学では、学術論文を「学術論文とは、研究によって得られた新たな知見（研究成果）を、定められた形式に沿って論理的に記述したもので、学術的な価値を有するもの」と定義している(注 18)。

一般には、学術論文とは、「新たな研究成果や知見を、科学的・論理的な根拠をもってまとめた文章であり、学術雑誌（ジャーナル）などに掲載され、専門分野の研究者間での知見の共有を目的とする。一定の形式（序論、方法、結果、考察、結論、参考文献など）を持ち、査読（ピアレビュー）という審査を経て信頼性と客觀性が保証されたも

の」と考えられている。

ここでポイントとなるのが、「新たな研究成果や知見を、科学的・論理的な根拠をもってまとめた文章」であり、何よりも学術論文には「新たな研究成果や知見」が必要である。これが文章生成 AI に、はたしてできるかという疑問が生じる。

一般に、法学論文の執筆では「新たな研究成果や知見」を得るためにには、過去の先行研究や関連資料、判例、学説などをしらみつぶしに調べることから始まる。しかしその前に、学術的な論点やテーマを決めることが重要であり、それには長年の研究者の勉学と豊富な知識が必要になる。これらすべてを生成 AI にさせることは可能なものであろうか。

田島裕著の『法律情報の検索と論文の書き方』(注 19)、『法律論文の書き方と参考文献の引用方法』(注 20)、その他の大学や研究機関の資料(注 21)によれば、学術論文作成には、①テーマを決める、②先行研究・学説等の調査、③主要な論文、書籍等の収集と分析(図書館、Online D/B の使用)、④論文執筆(論理的整合性、オリジナリティ)、⑤最終チェック(特有性、正確性、明瞭性、法文、企画性、削減、引用方法)、に集約される。しかし、生成 AI による論文執筆では、これらのプロセスが踏まれず、多くが無視されることになる。

例えば、前掲の ChatGPT の実験でプロンプトに入れた「生成 AI を使った法律論文作成の是非」というタイトルで学術論文を作成するというような、極めて抽象的かつ単純な指示では、誰でもが思いつくような当たり前の文章しか生成されない。この理由は、大量のデータから作られた大規模言語モデル (Large Language Model : LLM) (注 22)からの出力であり、蓄積されている大量のデータには、今までにない「新たな研究成果や知見」は含まれず、過去の研究業績などを基にしたものに過ぎないからである。

特に法律論は、新たな学説や判例の分析、法律そのものの評価や政策の有効性などが主に議論されるが、そこに「新たな研究成果や知見」を見出すことは、研究者個人の価値観に大きく左右されるものである。すなわち、そこには研究者の個性が根底にあり、価値観および個性のない生成 AI でカバーされるものではない。ただし、これも現時点での評価であり、さらに生成 AI の技術が高まれば、それも解消される可能性も否定できない。

経済産業省は、AI 文章の特性として「不正確な内容の可能性(ハルシネーション)」、「最新情報の欠如」などを挙げているが(注 23)、一般に AI 文章の特徴としては次のようなものが考えられる。

① 一般的な内容

AI による文章は文法的には正確で構成もしっかりしているため、読みやすいと感じるかもしれないが、その内容は過度に一般的な場合があり、特定の視点や深い考察に欠けることが多い。

② 感情表現が乏しく、客観的

感情を込めた表現や独自のアイデアが不足しており、事務的で無機質な印象を与える傾向がある。

③ 事実の裏付けが不十分

AI は情報を大量に羅列することは得意だが、事実の裏付けが不十分なまま記述されるケースがある。

④ 独自性や文脈の柔軟性が低い

⑤ 長い文章（2万字程度の論文・記事）には弱い

2万字程度の文章を求めて、複雑な内容の場合には書くことができず、短い文章で終わってしまう。

これらの AI 文章の特徴から、生成 AI による学術論文執筆には、明らかに不向きであることがわかる。なぜなら、学術論文は「新たな研究成果や知見」が必要であり、これらの記述がなければ、論文そのものが一般的な内容とはなり、学術論文として価値が乏しいことになるからである。また上記の②はともかく、③の事実の裏付けが不十分であれば、学術論文執筆以前の研究そのものに疑問が生じることになるし、上記の④の独自性や文脈の柔軟性が低いことは、学術論文にとっては致命的である。

さらに、法学の学術論文の場合、科学技術の論文と異なり、過去の先行研究や学説、判例などの論証が必要であるため、多くの場合、2万字程度のボリュームになることが多いことからしても、よほどの独創性などない限り、短い論文ではいささか学術論文としての価値が低く見られる傾向がある。以上のことから、何らかの研究者の学問的関与がない限り、単に生成 AI を使用しただけでは、学術論文にはなり得ないと考えるのが自然であろう。

因みに、ChatGPT に、生成 AI による学術論文の作成の是非を聞いてみたところ、以下のような回答が返ってきた。

「生成 AI は、学術論文の研究・執筆プロセスを効率化する一方、著作権、情報源の信頼性（ハルシネーション）、倫理的な課題も抱えている。論文で生成 AI を活用する際は、その出力を鵜呑みにせず、内容の正確性を自身で保証することが不可欠である。また、多くの学術誌で AI ツールの使用を明記することが求められており、使用したツールや用途、検証方法について透明性のある開示が必要である。」

このように ChatGPT 自身も、論文作成における生成 AI の利用については否定していないが、その利用については十分な注意と、生成 AI を利用したという事実の開示が必要であるとしている。

その一方で、学術論文に特化した AI 検索エンジンもある。例えば、Consensus^(注 24)、Perplexity AI^(注 25)、Elicit^(注 26)、ChatGPT (GPTs) などがある。ただし、これらは情報収集の効率化のためのものであり、文章作成の補助、参考文献の管理と引用、および研究の加速を目的としたもので、人間の代わりに生成 AI を利用して学術論文を作成するというものではない。このように、生成 AI の利用は限定的であると言えよう。

では、学会誌などの専門ジャーナルでは、生成 AI の利用をどう考えているのであるか。以下は一例であるが、これらに集約されるであろう。

① 著者責任の明確化

AI はあくまで補助的なツールとして位置づけられ、生成 AI の出力内容に対する責任は人間が負う。

② 使用の開示義務

AI ツールを使用した場合は、そのツール、用途、そして内容の検証方法を論文の該当セクション（方法論など）に明記することが求められる。

③ AI による大量生成論文への対策

Elsevier(注 27)などの主要出版社は、投稿論文に AI 検出ツールを適用し、AI によって大部分が生成された原稿や適切な開示のない原稿のスクリーニングを行っている。

例えば、中央大学大学院の「中央大学大学院の学位論文等の執筆における『生成系 AI』利用上の留意事項について」（2023 年 9 月 19 日）（注 28）では、第 6 条に、

「（学位論文等の執筆における生成系 AI 利用の基本的な考え方）

6 大学院学生等は、学位論文等の執筆に生成系 AI システムを利用することを妨げられない。ただし、生成系 AI システムの出力内容であることを明示せずに、それを学位論文等の一部を構成するものとして利用することは、極めて重大な研究倫理違反であり、これを行ってはならない。

また、生成系 AI システムの出力結果であることを明示して、それを学位論文等執筆の参考資料として利用する場合であっても、出力内容の正確性（出力結果が確かな論拠に基づいていることを含む。）、適法性及び倫理性については、自らこれを保証しなければならない。」

と規定している。このように、学術論文を作成する機関である大学・大学院では、生成 AI の利用について、注意喚起および一定の制限を加えているところが多い。

IV. 生成 AI 利用に関する関連記事

学術論文や記事を作成する目的で生成 AI を利用することに関する近時の関連記事を紹介しよう。

1. 「ChatGPT でリポートは不正？ 東大、京大、上智など続々と見解」朝日新聞（2023 年 4 月 20 日オンライン記事）（注 29）

2023 年 4 月 20 日の朝日新聞オンライン記事では、学生たちが ChatGPT などの生成 AI でリポートを作成する現状に関し、東大、京大などの大学で、AI の使用を全面的に禁止するのではなく、リポート作成に制限を設けたり、注意を呼びかけていることが報道された。具体的な内容は、以下のとおりである。

「対話型生成 AI について、大学が対応を迫られている。AI が書いた文章と学生が執

筆した文章とを見分けるのが難しいことから、とりわけリポート作成で制限を設けたり注意を呼びかけたりする例が多い。ただ、情報の収集や整理といった場面で活用が期待されており、多くは使用を全面的に禁止とはせず、バランスに悩みながら模索している。」

「こうした生成 AI が持つ負の側面を強調したのは、京都大の湊（みなと）長博総長だ。AI の文章には誤った情報が含まれたり、根拠となる資料を正確に引用できなかつたりする点を指摘し、『（情報を集める）サーチのみでリサーチ（研究）という検証を欠いているため、学術リポートとしては致命的な問題点がある』と述べた。」

「東京大は今月 3 日、太田邦史理事・副学長名で、生成 AI に関する見解をサイトに公表した。出力された文章にウソが含まれている可能性などにも触れ、『使いこなすには（中略）回答を批判的に確認し、適宜修正することが必要』とした。リポートについては『学生本人が作成することを前提としており、生成系 AI のみを用いて作成することはできない』とした。」

2. 「生成 AI を使って書いた記事、盗用で謝罪 専門家『技術以前の問題』」朝日新聞（2023 年 9 月 30 日オンライン記事）（注 30）

2023 年 9 月 30 日の朝日新聞オンライン記事では、ウェブメディアの The HEADLINE が、ChatGPT を使って他の報道機関の記事を盗用したことを剽窃と認め謝罪したことが報道された。この事件は、アメリカで 2023 年 12 月に提訴された後掲の New York Times 対 OpenAI 事件の訴訟内容とも深く関連する事件である。具体的な内容は、以下のとおりである。

「ウェブメディアが生成 AI を使って書いた記事が、他の報道機関の記事からの盗用だったとして、公開が取り消された。ChatGPT に使われている言語モデルをベースに作ったシステムを用いていたという。今回の問題は『氷山の一角』という懸念もある。『剽窃・盗用に該当』：既存の記事にフリーライドしたものであり、新たな価値や見解、議論などを生み出しておらず、社会的・倫理的に問題があることは言うまでもない。」

「ウェブメディア『The HEADLINE』は 9 月 15 日、自社サイトに謝罪文を掲載し、8 月 18～23 日に公開した 49 本の記事の公開を取り消したことを明らかにした。これまでに生成 AI を使って作成した全ての記事だという。このうち 15 本は、出典を明記しないまま、既存の記事と『一字一句同一の記述が 25 文字以上連續して確認』されたとして、『明らかな盗用・剽窃（ひょうせつ）を確認できる』と発表した。このほかの多数の記事でも、記事の構造や情報の取捨選択などに類似性が認められたという。」

「このメディアは昨年 1 月に始まり、『政治や経済、テクノロジー、社会問題などのニュースをわかりやすく解説するメディア』と掲げる。石田健編集長によると、スタッフは 10 人弱で、多くがエンジニア。編集者は数人だという。最初に盗用がわかったのは、8 月 22 日に公開された、大手建設会社が都内に建てる大型ビルの竣工（しゅんこう）が遅れていることを伝える記事。記事の末尾に、開発途中の AI によって生成され

た記事であると付記していたという。」

「公開翌日、日本経済新聞と日経クロステックの記事と酷似していると日経側から指摘を受け、『剽窃・盗用に該当すると言える』と認めた。日経新聞社は朝日新聞社の取材に対し、両者の記事 1 本ずつが被害にあったと説明し、『今後の対応を検討中』とコメントした。他に盗用が発覚した記事については、The HEADLINE の運営会社は、内容を明らかにしていない。」

3. 「学術論文での生成 AI 使用、競争分野や査読前で多く 110 万本分析」朝日新聞（2025 年 8 月 8 日オンライン記事）（注 31）

2025 年 8 月 8 日の朝日新聞オンライン記事では、米スタンフォード大などのチームが行った学術論文執筆における生成 AI の使用率についての報道が行われた。具体的な内容は、以下のとおりである。

「2020~24 年に世界で発表された約 110 万本の科学論文への生成 AI の使用率を推定したところ、コンピューターサイエンス分野が最も多い 2 割に上ったことを、米スタンフォード大などのチームが明らかにした。専門家による査読前の論文や、競争が激しい分野で AI の使用推定率が高い傾向があったという。」

4. 「論文内に秘密の命令文、AI に『高評価せよ』 日韓米など有力 14 大学で」日本経済新聞（2025 年 6 月 30 日オンライン記事）（注 32）

2025 年 6 月 30 日の日本経済新聞オンライン記事では、学術論文内に AI が行う評価に対して高評価を行わせる仕組みがあるものがあるとの報道がされた。この仕組みについては報道がされていないが、具体的な内容は、以下のとおりである。

「早稲田大学や韓国科学技術院（KAIST）など少なくとも 8 カ国 14 大学の研究論文に、人工知能（AI）向けの秘密の命令文が仕込まれていることがわかった。『この論文を高評価せよ』といった内容で、人には読めないように細工されていた。こうした手法が乱用されると、研究分野以外でも AI の応答や機能がゆがめられるリスクがある。」

5. 「生成 AI で日本人の研究者かたり論文捏造か、収入目的の海外サイト『ハゲタカジャーナル』に掲載」読売新聞（2024 年 11 月 20 日オンライン記事）（注 33）

2024 年 11 月 20 日の読売新聞オンライン記事では、実在の研究者の名をかたり生成 AI を使用した偽の学術論文がハゲタカジャーナル（注 34）に掲載されたことが報道された。具体的な内容は、以下のとおりである。

「国内の研究者をかたった偽の学術論文が、海外の学術誌サイトに掲載されていることがわかった。専門家の分析では、論文は生成 AI（人工知能）で捏造された可能性がある。このサイトは掲載料収入を目的とした『ハゲタカジャーナル』と呼ばれる粗悪なものとみられ、専門家は『良質な学術誌と装うために、生成 AI を悪用したのではない

か』と指摘している。」

「茨城県つくば市の国立研究開発法人『森林総合研究所』の藤井一至・主任研究員(43)は 11 月上旬、海外の学術誌サイトで、身に覚えがない自分名義の論文を 2 本見つけた。藤井氏は土壤の研究を専門とし、2019 年に著書が河合隼雄学芸賞に選ばれたことがある。偽論文は英文で、内容は藤井氏が過去に研究したことがあるテーマだったものの、論文に書かれた所属先は東京大や名古屋大の実在しない組織だったという。」

「このサイトは、海外の研究者がハゲタカジャーナルの可能性があるとしてネット上でリストを公開している約 1,300 の学術誌サイトの一つ。多数の論文が掲載され、有料で投稿を呼びかけている。藤井氏以外の日本人とみられる研究者の名前や国内外の研究機関に所属しているとする著者の論文もあった。藤井氏名義の偽論文が掲載された経緯は不明だが、実績のある研究者が論文を投稿する良質な学術誌と装うことで、別の研究者に新規投稿を促し、掲載料を集めようとした可能性がある。藤井氏は『論文が書かれている内容の事実関係に間違はない。とはいっても、新規性もなく、私が書いたものと思われるのには心外だ。科学論文の信用性を傷つける許せない行為だ』と語った。」

「藤井氏をかたる論文 2 本について、読売新聞が国立情報学研究所の越前功教授(情報セキュリティー)に分析を依頼したところ、いずれも『生成 AI で作ったとみられる』と判定された。越前氏の研究グループは、特定の英語論文が生成 AI で作られたかどうか判定するシステムを開発した。システムは、人間の研究者が執筆した論文と生成 AI で作られた論文を AI に大量に学習させ、人間には気づけない両者の文章の特徴を見抜く仕組みだという。」

「『問題の論文には、引用がないなど、構成には違和感を覚える。ただ、一文一文を見るとそれほど不自然さはない。この分野に詳しくない学生などが、こうした文章を本物の論文と勘違いして受け止めてしまう懸念がある。』 研究倫理に詳しい一般社団法人『科学・政策と社会研究室』の榎木英介代表理事の話(では)、『実在の研究者をかたった偽論文の被害は海外で報告されており、日本人研究者が気づいていないだけで、もっと被害が広がっている可能性がある。生成 AI の登場で論文の捏造が容易になっており、学術の世界が汚染される危機感が高まっている。』」

6. 「米 NY タイムズ、OpenAI を提訴 記事流用で数千億円損害」日本経済新聞(2023 年 12 月 27 日オンライン記事)(注 35)

2023 年 12 月 27 日の日本経済新聞オンライン記事では、アメリカの New York Times が、New York Times の記事を ChatGPT が無断で使用したことに対し、OpenAI およびマイクロソフトを提訴したことが報道された。この事件は、一般に New York Times 対 OpenAI 事件と呼ばれており、現時点でも係争中である(注 36)。具体的な内容は、以下のとおりである。

「米紙ニューヨーク・タイムズ(NYT)は 27 日、生成 AI(人工知能)を手がける米

オープン AI と同社に出資する米マイクロソフトを提訴した。2 社が NYT の記事を AI の学習用に許可なく使用し、著作権を侵害していると指摘した。

NYT によると、AI 学習を巡って大手の報道機関が開発企業を訴えるのは今回が初めての例となる。ほかの報道機関や AI 開発企業にも訴訟の動きが広がる可能性がある。

AI 開発企業は報道機関の過去記事などをシステムに学習させ、文章や画像をつくる生成 AI の精度を向上させている。NYT は今回、こうした AI 訓練向けのコンテンツ使用が著作権の侵害にあたるとした。」

「NYT は訴状のなかで、オープン AI やマイクロソフトの生成 AI は『大量の著作権侵害をベースにした事業モデルだ』と厳しく批判した。記事の無断使用による損害は『数十億ドル（数千億円）に上る』と試算した。具体的な損害賠償額は明記していない。無断で収集したコンテンツを使った言語モデルや訓練データの破棄も要求した。

NYT は訴訟にあわせて『生成 AI は NYT などの報道機関が高いコストをかけて取材・編集し、事実確認を徹底している情報に依存している』との声明を出した。『生成 AI が社会やジャーナリズムに与える影響力と可能性を認識している』としたうえで「(AI 開発会社が NYT の) コンテンツを商用利用する場合、事前に許可を取ることが法律で義務付けられている」と主張した。」

「オープン AI の広報担当者は、『NYT との交渉は建設的に前進していた。(訴訟という) 展開に驚き、失望している』との声明を一部メディアに出した。また、『オープン AI はコンテンツを作る人や著作権を持つ人たちの権利を尊重している』と反論し、こうした人たちが『技術面でも収入面でも、AI の恩恵を受けられるように協力していく』と加えた。日本経済新聞の問い合わせには、オープン AI、マイクロソフトともに回答していない。」

V. 研究者倫理と指針

生成 AI の利用と研究者倫理の関係は、いかなるものであろうか。以下、代表的な組織の研究者倫理との関係を紹介したい。

1. 科学技術振興機構 (JST) 「公正な研究活動を目指して」

国立研究開発法人科学技術振興機構 (Japan Science and Technology Agency : JST) (以下「JST」という。) (注 37)は、科学技術振興を目的として設立された文部科学省所管の国立研究開発法人である。新技術の創出に資することとなる科学技術 (人文科学のみに係るもの除く。) に関する基礎研究、基盤的研究開発、新技術の企業化開発等の業務及び我が国における科学技術情報に関する中枢的機関としての科学技術情報の流通に関する業務その他の科学技術の振興のための基盤の整備に関する業務を総合的に行うことにより、科学技術の振興を図ることを目的とするものである(注 38)。

JST は、①研究活動の公正性が、科学技術立国を目指すわが国にとって極めて重要、

②誠実で責任ある研究活動を支援、③研究不正に厳正に対処、④不正防止に向けて研究倫理教育の推進や研究資金配分制度の改革などに取り組む、の方針の下に、以下を表明している(注 39)。

- ・近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、科学と社会の信頼関係を揺るがし、科学技術の健全な発展を阻害するといった憂慮すべき事態を生み出している。
- ・研究不正の防止のために、科学コミュニティの自律的な自浄作用が機能することが求められている。
- ・研究者一人ひとりは自らを厳しく律し、崇高な倫理観のもとに新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期待に応えていく必要がある。

2. 文科省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日)

文部科学省は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の中で、研究活動における不正行為について、以下のように述べている(注 40)。

対象：文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金等、国立大学法人や文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成等の基盤的経費その他の文部科学省の配分又は措置により、所属する研究者が研究を行っている全ての研究活動（平成 27 年度当初予算以降適用）

基本姿勢：研究活動における不正行為は、研究活動とその成果発表の本質に反するものであり、科学そのものに対する背信行為。個々の研究者はもとより、大学等の研究機関は、不正行為に対して厳しい姿勢で臨む必要。

研究機関の管理責任：大学等の研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることにより、不正行為が起こりにくい環境がつくられるよう対応の強化を図ることが必要であり、特に、組織としての責任体制の確立による管理責任の明確化、不正行為を事前に防止する取組を推進することが重要としている。

3. 日本国際会議「科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—」(2025 年 2 月)

日本学術振興会 (Japan Society for the Promotion of Science : JSPS) (以下「JSPS」という。) (注 41)は、文部科学省所管の中期目標管理法人たる独立行政法人である。学術研究の助成、研究者の養成のための資金の支給、学術に関する国際交流の促進、学術の応用に関する研究等を行うことにより、学術の振興を図ることを目的とする法人である。また、日本学術会議と緊密な連絡を図るものとされている。

JSPS は「科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—」の中で、研究不正行為を特定不正行為 (FFP : 捏造・改ざん・盗用、二重投稿) として、以下のように定義している(注 42)。

- ① 捏造：存在しないデータ、研究結果等を作成すること
- ② 改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること
- ③ 盗用：他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること
- ④ 二重投稿（二重発表）：論文や作品などを、まだ採択・不採択の結果が出ていない複数の投稿先（雑誌、公募など）に同時に投稿すること。実質的に同じ内容の研究を、同じ研究グループまたは個人が複数の学会で繰り返し発表する行為

また JSPS は、研究倫理 e ラーニング (eL CoRE) (注 43) という、「科学の健全な発展のために一誠実な科学者の心得一」をもとに、時間と場所を選ばずに研究倫理を学修できるよう作成した e ラーニング教材を作成した。この eL CoRE は、研究者向けと大学院生向けのコースがあり、誰でも受講可能で、団体受講・管理が可能である。なお事例で学ぶため理解が深まる点に特徴がある。

使用に当たっては、User ID と Password が必要であり、多くの大学や研究機関等では、独自の研究者倫理規程と共に、eL CoRE の受講を必須としているところも多い。例えば、筆者の勤める明治学院大学では、「明治学院大学研究倫理審査に関する規程」(注 44) や「明治学院大学研究倫理基準」(注 45) が用意されているが、eL CoRE の受講も必須である。

4. アメリカ科学振興協会 (American Association for the Advancement of Science : AAAS) 「AAAS の倫理原則と研究者への要請」

アメリカ科学振興協会 (American Association for the Advancement of Science : AAAS) (以下「AAAS」という。) (注 46) は、科学者間の協力を促進し、科学的自由を守り、科学界からの情報発信を奨励し、全人類の幸福のために科学教育をサポートするアメリカの組織である。世界的にも最大級の学術団体で、有名な科学雑誌『サイエンス』の出版元としても知られている。

AAAS は、倫理原則と研究者への要請として、以下のように述べている。

- ① 研究不正の禁止
- 捏造、改ざん、盗用（剽窃）といった研究不正行為は厳しく禁止されている。
- ② 責任とアカウンタビリティ

著者は自身の研究に全責任を負い、共著者は研究の作成に貢献したことを明記する必要がある。

- ③ 利益相反の開示

研究者は、研究結果の解釈や発表に影響を与える可能性のある利益相反を明確に開示することが求められる。

- ④ データ共有と透明性

著者は、研究の妥当性を検証できるように、自身の研究データの共有を促進するよう求められる。

⑤ 公正な査読

査読プロセスは公正かつ客観的に行われ、匿名性が保持されなければならない。

5. editage「学術論文執筆と AI : 研究者がすべきこと、すべきでないこと」(2025 年 9 月 7 日 Web) (注 47)

editage は、カクタス・コミュニケーションズ株式会社が提供する学術コミュニケーション・サービスである。同社は、英文校正 学術翻訳 論文投稿サポート、メディカル・コミュニケーション、日英文字起こし、ウェブサイト制作、印刷物デザイン制作、リサーチ・コミュニケーション、動画撮影・制作 学術系 PR コンサルティング、学術系ワークショップ・セミナー 学術系イベントサポートなどを手掛ける企業である。

またエディテージ・エッジという若手研究者応援コミュニティを通じ、基礎研究グラント、海外出張グラント、英文校正グラントなどの研究助成金を給付している。さらに、エディテージ・インサイト (editage Insights) という論文執筆や学術出版に関するポータルサイトも運営しており、研究論文の執筆や、出版倫理などにかかわる情報を発信している。

editage は「学術論文執筆と AI : 研究者がすべきこと、すべきでないこと」を公表しているが、そのなかで、以下のように述べている。

「英国を拠点とする研究者を対象に実施した Watermeyer らによる 2023 年の調査では、回答者の 70%以上が『AI ツールが仕事のやり方を変えている』と感じており、80% 以上が『将来的に AI をさらに活用する』と予想している。2023 年 12 月、フロリダ州立大学の David Maslach 准教授は、Harvard Business Publishing のブログ記事で、生成 AI が研究を「強化」できると主張したが、科学者に対して David Maslach 准教授は『AI は特定のタスクでは優れているが、教育者のやる気を引き出す情熱と個性を再現することはできない。AI ができるることは、私たちの才能を刺激することだ』と警告した。」

「2024 年 1 月、Nature 誌は、『生成 AI は研究者の仕事を多くするのか、少なくするのか?』と問う記事を掲載した。オックスフォード大学出版局が 2024 年 5 月に実施した調査で、調査対象となった 2,000 人の研究者の 3 分の 2 以上が AI を使うことのメリットを実感している一方で、約 90%が AI の使用に関する指針を求めていることがわかった。」

以下は、editage が推奨する内容である。

① 学術論文執筆に AI を使用してよいか確認する。

ノースカロライナ大学チャペルヒル校は、学生に「教員が生成 AI ツールの使用を許可するのは、これらのツールが学生の思考や執筆を支援するものと考えているからであ

って、AI に代わりに考えさせたり書かせたりするためではない」と警告した。また、Science 誌などのジャーナルは、AI の使用とその開示について詳細なガイドラインを設けており、「AI が不適切に使用された場合、編集者は拒否する可能性がある」と著者に警告している。

② 学術論文執筆に適した AI ツールを選ぶ。

Nature 誌では、ChatGPT 4.0 の作成する論文に含まれる引用文献の最大 70%が偽物であることを発見した。また、ChatGPT のような主流の LLM は、ジャーナルや大学が期待する学術論文執筆の基準を必ずしも満たすとは限らない。

③ AI の出力を注意深く観察する。

出力の正確さと完全性に関して、人間の執筆者のように責任を負うことはできない。また、学術論文執筆のための AI ツールは、著者としてではなく、便利なアシスタントとして扱う。

④ AI が自分よりも学術論文執筆が上手いと思いこまない。

AI を搭載したツールは、英語を母国語としない人や、若手研究者が学術論文にふさわしいトーンやスタイルを身につけようとする場合に最適である。また、AI はその分野に関する知識や批判的思考スキルの代わりにはならない。さらに AI の「knowledge cutoff date」（最後にトレーニングデータを受け取った日）以降に発表された研究論文を含む、いかなる出来事も AI は認識していない。

⑤ AI が生成した画像を学術論文に使わない。

Elsevier や Taylor & Francis(注 48)のような出版社は、2024 年 7 月現在、AI が生成した画像を使用することを全面的に禁止した。

⑥ 学術論文に AI を著者として記載しない。

2023 年 5 月以降、International Committee of Medical Journal Editors は、ChatGPT やその他の AI ツールを科学論文の著者として記載することを固く禁じている。また「科学論文の内容の正確さと完全性に責任を持つ」ということを AI ツールは果たすことができない。

VI. 考察および提言

ドイツ観念論を大成したカントの後継者であり、知識学で著名な哲学家ヨハン・ゴットリープ・フィヒテ (Johann Gottlieb Fichte (1762–1814)) (注 49)は、その著『学者の使命 学者の本質』(注 50)の中で、研究者の使命とは、①真理の探究と知の創造、②公共の福祉への貢献、③独創的な研究の追求、④成果の共有と発信、⑤後進の育成と教育、⑥社会への説明責任、⑦知的好奇心と探究心、⑧粘り強さと論理的思考力、⑨独創性と創造性、⑩倫理観、の 10 項目を挙げている。

このうち、「真理の探究と知の創造」と「独創的な研究の追求」は、研究者の「知的好奇心と探究心」に支えられたものであり、「独創性と創造性」、「粘り強さと論理的思

考力」および「倫理観」によって「成果の共有と発信」が行われる。それによって「公共の福祉への貢献」、「社会への説明責任」および「成果の共有と発信」がなされる。

このように考えると、研究者の本質は「真理の探究と知の創造」と「独創的な研究の追求」であり、これを生成 AI に置き換えることは不可能であろう。もし学術論文の執筆を生成 AI に置き換えることが可能であり、研究者が学術論文執筆を生成 AI に任せてしまうことになると、その行為は到底、研究者の研究行為とは言えず、研究者が研究者でなくなることを意味することになりはしないか。

1. 研究および論文執筆における AI 使用の是非

生成 AI は有益なツールであることに変わりはないが、その使い方は無制限ではありえず、大学や研究機関が生成 AI の使用制限を加えていることは当然であろう。一方で、生成 AI が使用できる分野、方法、程度については、未だに曖昧なところが多く、研究者や学生を悩ましている。これについては、標準的な研究活動および論文執筆のプロセス、特に前掲の学術論文作成のプロセス（①テーマを決める、②先行研究・学説等の調査、③主要な論文、書籍等の収集と分析、④論文執筆、⑤最終チェック）に従って考えてみたい。

（1）テーマを決める

法学の研究はテーマ選びから始まる。良い論文を書くには、良い研究テーマを選ばなければならない。そのためには、日頃の勉学と絶え間ない研究に対する努力が必要である。具体的には、専門とする分野の代表的な書籍および論文、判例や関連資料をくまなく精読しなければならない。それをすることにより専門とする領域の問題点が自然に浮かび上がるものである。もし浮かび上がらないとすれば、それは勉学が足りないだけの話である。

例えば、何か調べたいものがあつて図書館や資料室に入るとしよう。そこには山のように関連書籍、雑誌、資料がある。ネット検索でも同じである。調べたいものを見つける過程で、面白い論文などを目にすることがある。調べる過程で、それらに出くわすと、それが研究者の好奇心の引き金になって、いもづる式に色々な論文等を読み漁ることになるが、これがその研究の糧になる。そのような一見無駄に見える作業によって、研究者は新たな問題点を見つけ出することができるし、また今まで疑問に思っていたことが氷解することもある。

さらに、今まで点としてしか捉えていなかったものが、線として結びつき、最終的には面になることさえもある。一見、何の関係もないように見えるものが、繋がってくることがある。例えば、法学分野ではないが、熱力学(注 51)におけるエントロピー(注 52)の概念が、何の関係もないように見える情報理論(注 53)の分野でもエントロピーの概念を使用しているし、ニュートンの万有引力の方程式の形が、電磁気学(注 54)の力の方程式とそっくりであるという事実からしても、まったく異なる分野の科学が、実は同じ基

礎に基づくものであるということがわかる。社会科学も同じである。

よく、法学の学位を取得して大学の教員になったものの、なかなか新たな論文を書くことができないという研究者も多い。このため必要以上に自分の研究分野にとらわれ過ぎて、なかなかそこから抜け出せないことがある。例えば、調べたいものがあって図書館や資料室に入ったものの、その調べたいものだけを調べるだけで終わる。このように短絡的かつ効率を重視した研究では、図書館や資料室にある宝の山をみすみす見過ごしてしまうことになりかねない。このように効率重視の研究では、新たな問題点を発見することは難しいであろう。ましてや、研究者自身に基による「真理の探究と知の創造」と「独創的な研究の追求」にはほど遠いものである。

このように研究者の本質は、「真理の探究と知の創造」と「独創的な研究の追求」であり、研究活動に効率を求めるることは、かえって研究の妨げになるのではないだろうか。生成 AI に、今までの先行研究の成果を学習させ、新たな問題点を発見するように指示したとしても、研究者にとって必須の「真理の探究と知の創造」と「独創的な研究の追求」からはほど遠いものしか得られない。いくら、生成 AI が問題点を指摘したとしても、研究者自ら、その問題の所在を明らかにしたのでなければ、その解決に向けた学術論文を書くことは難しいであろう。

（2）先行研究・学説等の調査

テーマが決まれば、次のステップとして先行研究や学説等の調査を行う必要がある。過去の代表的な書籍、論文、判例、条文、資料などを徹底的に調査し、その後それらを収集し、丁寧に分析することになる。学説があれば、それら学説それぞれの対比と学説にいたった経緯や時代背景をも調べる必要があるし、場合によっては、その学説を提唱した研究者の価値観までも把握する必要がある。この調査の段階では、研究者の経験と知恵がものをいう。

この段階で、AI の力を借りるとすれば、ネット上にある情報をくまなく調べることになる。ただし、AI の力は、ネット内でしか及ばず、ネット上にない古い紙ベースの文献などは漏れることになる。これらを探すには、図書館や資料室を活用するしかない。また、ネット上に情報そのものがなくとも、ネット上からその存在を把握することもできるので、これらを活用し、できるだけ漏れないような調査が必要になる。

従前、この調査の作業には、研究者の個人的な手作業による努力が必要であったが、この作業に AI や情報検索などの IT の活用が考えられる。すなわち、この先行研究・学説等の調査の段階では、研究者本来の地道な手作業による作業とともに、それを支援する AI や IT の力を活用することが考えられる。

（3）主要な論文、書籍等の収集と分析

次の段階は、これらの主要な論文、書籍等の収集と分析である。このステップで、で

きるだけ高い効率を考えるならば、前のステップで調査した代表的な書籍、論文、判例、条文、資料などの収集でも AI や IT の活用が考えられる。なぜなら、この作業は、長年の経験がものを言うものの、具体的な作業は収集という単純作業だからである。この点、多くの大学や研究機関も、資料の収集に関し AI の活用を否定していない。ただし、AI を活用したとしても、多くはネット上にある情報が主であり、ネット上にない従来の書籍や紙ベースの論文は漏れる可能性が高いのは前のステップの調査段階と同じである。しかし、この資料収集の段階では、AI を利用することは十分に可能であり、論文執筆に直接の実害はないと思われる。

(4) 論文執筆

このプロセスが、研究者にとって「産みの苦しみ」を味わう段階である。はたして、ここに生成 AI を使用することは可能であろうか。例えば、NoteBook LM(注 55)という生成 AI は、使用するデータを特定して、それらのみを使用することができる。すなわち、信頼できる情報のみを使用することができるので、ネット上の情報を排除することができ、その結果ハルシネーションは起こらない。

この NoteBook LM で、収集した書籍の一部、論文、判例、条文、資料などのみを入力し、これらを基に論文を生成 AI に書かせることは十分に可能である。現時点では、文字数などの制約はあるかもしれないが、生成 AI に詳細に論文の構成などを指示すれば、十分に生成 AI を使って学術論文を書くことができる。はたして、この行為は研究者倫理上、問題はないのであろうか。

著作権法の観点からいうと、一般に、AI 生成物の著作権は、人間が「創作意図」と「創意的寄与」をもって AI を「道具」として利用した場合に限り、利用者に発生する可能性がある。AI が自律的に生成したものは「思想・感情の表現」ではないため著作物には当たらず、著作権は認められない。よって、AI で作成された学術論文は、研究者の「創作意図」と「創意的寄与」がない限り、その論文は研究者の著作物とは考えられない。特に「創意的寄与」が重要であり、研究者がどこまで関与したかが問われることになる。

例えば、NoteBook LM を使用して学術論文を作成したとしよう。この場合、研究者の「創意的寄与」としては、3 つ考えられる。一つは、NoteBook LM に入力する文献の取捨選択である。すなわち、収集・分析した文献のうち、学術論文作成にどのような文献を選択するかという研究者独自の判断である。二つ目が、NoteBook LM にどのような指示を行うかという研究者の判断である。ここには、何を問題点としているのか、どのような論理で議論するかなど、プロンプトに詳細な指示を出すことになる。三つ目が、NoteBook LM が生成した学術論文をベースに、研究者が自らの手によって論文を書き直す作業である。この場合、NoteBook LM が生成した学術論文は 1 本とは限らず、指示の方法によっては複数になる場合もある。

このように著作物としての学術論文として認められる場合には、研究者の「創作的寄与」は必要条件であり、これを欠いたものは、その研究者の学術論文として認められないとなる。これは、とりもなおさず、研究者倫理に違反するものであり、特定不正行為 (FFP : fabrication (捏造), falsification (改ざん), plagiarism (盗用)) に該当するものである。ただし、この「創作的寄与」と認められる程度の度合いは曖昧であり、どの程度の「創作的寄与」が許容されるのかという別の問題があるのも事実である。

(5) 最終的なチェック

「推敲百回」と言われるように、作成した論文の最終チェックは必須である。何度も読み返し、論文の完成度を上げていく段階である。提出期限が迫っているからと言って、この段階で手を抜くと、読者、特に論文の審査を行う査読者から、思ぬところで間違いを指摘されたり、論旨が乱れ意味が通らない箇所を指摘されたりする。

主要な学会誌などでは、複数の査読者による査読が行われて、それらが指摘されるが、余りにも指摘が多いと、学会内、学界や学問分野で、その研究者の研究者としての評価が問われることがある。なかには、折角提出したものの、審査で論文が不合格となり、学会誌等に掲載されないこともある。こうならないためにも、最終チェックは手を抜かず、時間をかけて何度も推敲することが必要である。欲を言うならば、書いたものをいったん寝かせておいて、ある一定の時間が経ったところで、自分の論文を読み返すといい。時間が経つことによって、ある程度冷静になり、客観的な第三者の目で、自分の論文を見直すことができるからである。

この段階で生成 AI を使用するとすれば、最終論文を生成 AI に入力し、評価してもらうことであろう。AI の評価を参考に、自分の論文の手直しをすることには問題はないであろう。なぜなら、そこには研究者の「創作的寄与」があるからである。

以上、学術論文を作成するプロセスから、各段階での生成 AI の利用の是非を検討したが、生成 AI を利用するとしたら、「先行研究・学説等の調査」の一部、「主要な論文、書籍等の収集」の一部、「論文執筆」および「最終的なチェック」の段階での活用が考えられる。このなかでも、論文執筆の効率化としては、「先行研究・学説等の調査」および「主要な論文、書籍等の収集」での AI の活用であり、それ以外の段階としては、かなり制約の伴う利用となる。特に研究者の「創作的寄与」のない学術論文は、学術論文としての価値をもたないものとなるであろう。

2. AI の活用法（例：AI を活用した査読）

一方で、積極的に AI を活用する分野はないものであろうか。学術論文作成のプロセスのなかで生成 AI を利用することには一定の制限があるが、逆に、この学術論文を査読する側に立つと、生成 AI の積極的な活用は有意義であると思われる。ここでは、そ

の一例を紹介したい。

研究者もある一定のレベルに達し、学界や研究分野のなかでも評価が高まって来ると、学術論文の査読を頼まれることが多くなる。査読を頼まれるということは大変名誉なことであるが、第一線の研究者によっては、この査読に時間をかけることが難しい場合もある。なぜなら、研究分野の最前線に立つ第一線の研究者は、自分自身の研究だけではなく、各方面からの論文や記事の執筆依頼も多く、講演会も予定されていることが多いからである。

このような中、査読の依頼が突然入ることも珍しくはない。査読する学術論文のテーマが、自分の専門領域と一致しているのであればともかく、中には、微妙に自分の研究領域と異なる学術論文の査読を頼まれることもある。このような場合、査読そのものを断ってしまうこともできるが、場合によっては断り切れないこともある。また、査読する学術論文が稚拙で、何を書いているのかわからないものもある。

一般に、学術論文の査読の問題としては、①自分の専門の周辺分野だが、自分の専門領域ではない、②読むのに相当の時間がかかる、③読んでも理解できない論文がある、④先行研究や論文、書籍を調べるのに時間がかかる、⑤論文の内容が曖昧で、評価しづらい、⑥なかには読みたくない論文がある、などがある。このような場合、査読者はどのような方法を探るのがよいであろうか。

一つの解決策として、生成 AI である NoteBook LM を利用する方法が考えられる。NoteBook LM に査読すべき学術論文を入力すると、音声で査読論文を要約し解説してもらうことができる。例えば、約 2 万字の拙稿「対話型文章生成 AI の法的課題について—ChatGPT を例に—」(注 56)を NoteBook LM に入力すると、ほんの数分で要約が完成した。男性と女性の声の会話形式で、非常に分かり易く解説してくれた。時間としては、約 8 分程度の会話であった。

このように査読前に、査読する論文を NoteBook LM に入力し、音声による解説を聞いた後に論文を読むと理解しやすいのではないだろうか。これで査読する論文の内容の概略を事前に、ある程度理解することができる。これは NoteBook LM を利用した一例に過ぎないが、今後、様々な活用法が出て来るであろう。

VII. おわりに

法学研究者が、自身が納得のいく学術論文を書くということは並み大抵のことではない。多くの書籍や論文、文献を読み漁り、何度も何度も考え方抜いて自分なりの結論を出す。時には、図書館や研究室に閉じこもり、時間の経つのも忘れて自分の考えに耽る。その結果、予定されていた学内の委員会の会議の時間も忘れ、気が付くと夜も更けていたという経験をされた研究者も多いのではないか。

筆者が、大学教員になったとき、冗談半分で「大学教授は自由時間が多いため、週休 3 日になるかもしれない。」と言ったところ、先輩の教授が笑って「逆だよ。休みはなく

なるよ。」と言ったことを思い出す。実際に大学教授になってわかったことだが、まさにそのとおりであり、土日もなく研究に没頭することになった。いったん考え出すと止まらないのである。そして、それが非常に楽しい。筆者にとって、学術論文の執筆は、自説の主張だけでなく、自分そのものを表現する最高の手段でもあり、そこには「論文を効率よく書く」という発想はまったくない。

そして、長い思索と作業の後、ある程度自分が納得できる論文を書き上げた時の、達成感や満足感は他に得難いものである。もし少しでも論文執筆の過程で AI を使用したら、このような気持ちにはならないのであるまいか。そのため、筆者は、一切 AI を使わないことを心に誓っている。理由は簡単である。自分の楽しみを AI に奪われたくないという理由が大きい。

若い研究者によっては、短時間で学問的業績を積み上げるために、生成 AI を使って効率よく論文を書くということに関心を持つ者も多いかもしれない。しかし AI の利用の仕方によっては、自身の研究者としての思考力の低下を招くことに繋がるかもしれないことを肝に銘すべきであろう。

研究者にとって一番大切なことは、学問に対して真摯に向き合うことである。効率を重んじるがゆえに、その行為自体が学問への冒瀆とならないように気を付けるべきであろう。

(脚注)

- (注 1) 「『95%を AI で書いた』短編小説 芥川賞作家の九段理江さんが雑誌に発表」産経新聞電子版（2025 年 3 月 25 日）
<<https://www.sankei.com/article/20250325-RNEK4SCYLZKZLGMBWLFHCPVN5M/>> (as of Jan 13, 2026)。
- (注 2) 研究で得られた新しい知見や成果を、論理的な構成と一定の形式に沿って記述し、専門家による審査（査読）を経て学術雑誌などに公表する文章をいう。本稿では、学位論文等も含めて学術論文と称する。
- (注 3) 研究活動における公正性、誠実さ、社会的責任を確保するための行動規範をいう。
- (注 4) 企業法学会では、年 2 回の研究発表会のほかに、法学に関する知見を深めるため企業法学サロンを年に 1 回開催している。
- (注 5) OpenAI 社が開発した対話型生成 AI で、人間のような自然な言葉で質問に答えたり、文章作成、要約、翻訳、プログラミングコード生成など、幅広いタスクをこなす AI サービスである。
- (注 6) Anthropic 社が開発した、自然な会話と高い安全性に優れた対話型生成 AI である。
- (注 7) Google が開発した最先端のマルチモーダル生成 AI であり、テキストだけでなく画像、音声、動画など多様な情報形式を同時に理解・処理できる。
- (注 8) AI やコンピューターに対して「○○してほしい」と入力する「指示」や「質問」のことである。
- (注 9) 博報堂 Central Dot Magazine 「4,000 字の小説に 20 万字のプロンプト。九段理江が AI との共作で感じた葛藤とは | 95%を AI で書いた短編小説『影の雨』の舞台裏」（2025 年 4 月 24 日）<<https://www.hakuhodo.co.jp/magazine/116524/>> (as of Jan 15, 2026)。
- (注 10) AI によって作成された文章を検出するツールである。プリンストン大学の学生であった

エドワード・ティアン (Edward Tian) によって作成された。

- (注 11) 入力された文章の意味を保持しつつ、異なる単語や表現で自然な文章に書き換える。これは、単なる類義語の置き換えではなく、AI (ニューラルネットワーク) が文脈を理解して文章全体を再構築するため、人間が書き直したような自然な文章を生成できる AI ツールである。テキストの要約、プロンプト生成、AI によって書かれた文章かどうかを検出する機能 (AI チェッカー) なども提供している。
- (注 12) AI によって生成されたコンテンツ (文章や画像) を検出するための AI 検出ツールを提供するサービスである。
- (注 13) 学生、ライター、インターネット実務者などを対象とした AI を活用した多言語ライティング支援プラットフォームである。
- (注 14) 文章が ChatGPT などの生成 AI によって書かれたものか、人間が書いたものかを判定するツールである。作成者は株式会社ユーザーローカルである。2024 年 1 月 12 日、論文やレポートが ChatGPT などの生成 AI によって執筆されたものであるかを瞬時に判定する「生成 AI チェッカー」を提供開始した (「ユーザーローカル、生成 AI が書いた論文かどうかを見破る「生成 AI チェッカー」を無償で提供開始」日本経済新聞電子版 (2024 年 1 月 12 日)) <https://www.nikkei.com/article/DGXZRS666876_S4A110C2000000/> (as of Jan 13, 2026) 。
- (注 15) User Local 生成 AI チェッカー「無料の AI 判定ツール『生成 AI チェッカー』とは」<https://ai-tool.userlocal.jp/ai_classifier> (as of Jan 13, 2026) 。
- (注 16) 前掲。
- (注 17) 前掲。
- (注 18) FOCUS 中央大学大学院による大学院を目指すための Web メディア「学術論文とは? 探し方・読み方・執筆手順とおすすめ論文サイト 4 選」(2025 年 7 月 30 日) <<https://graduate.chuo-u.ac.jp/media/index.php/2025/07/30/academic-paper/>> (as of Jan 13, 2026) 。
- (注 19) 田島裕『法律情報の検索と論文の書き方』(丸善、1998 年)。
- (注 20) 田島裕『法律論文の書き方と参考文献の引用方法』(信山社、2012 年)。
- (注 21) 東京大学大学院法学政治学研究科「研究論文の作法—法学・政治学分野における博士論文作成に関するガイドライン」<https://www.pp.u-tokyo.ac.jp/wp-content/uploads/2017/10/4_1_1.-How-to-write-thesis-LP_JP.pdf> (as of Jan 13, 2026) などがある。
- (注 22) 膨大なテキストデータを深層学習で学習し、人間のように自然な文章を理解・生成できる AI モデルである。
- (注 23) 経済産業省「コンテンツ制作のための生成 AI 利活用ガイドブック」(2024 年 7 月 5 日) <https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/contents/ai_guidebook_set.pdf> (as of Jan 13, 2026) 。
- (注 24) 公開されている科学研究に関する学術論文から、ユーザーが必要とする情報を抽出し、結果を要約・集計する AI 搭載の検索サービスである。
- (注 25) 検索エンジンと生成 AI を組み合わせた「対話型 AI 検索エンジン」で、ユーザーの質問に対し、インターネット上の情報をリアルタイムで検索・要約し、出典を明示しながら直接的に分かりやすい回答を生成するツールである。
- (注 26) 学術論文検索・要約 AI ツールである。
- (注 27) オランダに本拠を置く世界有数の大手学術出版社・情報サービス企業で、科学 (Science)、技術 (Technology)、医学 (Medicine) 分野を中心に、研究者や医療従事者向けの論文、書籍、データベース、分析ツールなどを提供している。
- (注 28) 中央大学「中央大学大学院の学位論文等の執筆における『生成系 AI』利用上の留意事項について」(2023 年 9 月 19 日)<https://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/efforts/generative_ai/attention02/> (as of Jan 13, 2026) 。
- (注 29) 朝日新聞 (2023 年 4 月 20 日オンライン記事)<<https://www.asahi.com/articles/ASR4N3T4GR4GUTIL03J.html>> (as of Jan 13, 2026) 。
- (注 30) 朝日新聞 (2023 年 9 月 30 日オンライン記事)<<https://www.asahi.com/articles/ASR9Z5RDSR9SUTIL00D.html>> (as of Jan 13, 2026) 。

- (注 31) 朝日新聞（2025 年 8 月 8 日オンライン記事）
<<https://www.asahi.com/articles/AST860D0GT86UHBI004M.html>> (as of Jan 13, 2026)。
- (注 32) 日本経済新聞（2025 年 6 月 30 日オンライン記事）
<<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUC13BCW0T10C25A6000000/>> (as of Jan 13, 2026)。
- (注 33) 読売新聞（2024 年 11 月 20 日オンライン記事）
<<https://www.yomiuri.co.jp/national/20241120-OYT1T50136/>> (as of Jan 13, 2026)。
- (注 34) 論文投稿料（APC）を得る目的で、適切な査読を行わずに低品質な論文を掲載する悪質な学術雑誌をいう（Predatory Journal）。
- (注 35) 日本経済新聞（2023 年 12 月 27 日オンライン記事）
<<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGN27CXP0X21C23A2000000/>> (as of Jan 13, 2026)。
- (注 36) 高田寛「生成 AI のクローリングに関する法的問題－著作権法を中心にして－」明治学院大学法と経営学研究所年報第 7 号（2025 年）1～17
<https://meigaku.repo.nii.ac.jp/search?page=1&size=20&sort=createdate&search_type=2&q=1759968257492> (as of Jan 13, 2026)、に詳しい。
- (注 37) 国立研究開発法人科学技術振興機構<<https://www.jst.go.jp/>> (as of Jan 13, 2026)。
- (注 38) <https://www.jst.go.jp/researchintegrity/> (as of Jan 13, 2026)。
- (注 39) 科学技術振興機構「研究者のみなさまへ－責任ある研究活動を目指して－」（2024 年 3 月）2 頁<https://www.jst.go.jp/researchintegrity/shiryo/pamph_for_researcher.pdf> (as of Jan 13, 2026)；<https://www.jst.go.jp/researchintegrity/> (as of Jan 13, 2026)。
- (注 40) 文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日）
<https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/_icsFiles/afieldfile/2014/08/26/1351568_02_1.pdf> (as of Jan 13, 2026)。
- (注 41) 日本学術振興会<<https://www.jsps.go.jp/>> (as of Jan 13, 2026)。
- (注 42) 日本学術振興会「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」<<https://www.jsps.go.jp/file/storage/general/j-kousei/data/rinri.pdf>> (as of Jan 13, 2026)。
- (注 43) <https://elcore.jsps.go.jp/top.aspx> (as of Jan 13, 2026)。
- (注 44) 明治学院大学「明治学院大学研究倫理審査に関する規程」（2023 年 7 月 21 日）
<https://www.meijigakuin.ac.jp/assets/research/inspect/kenkyurinrishinsa_2023.pdf> (as of Jan 14, 2026)。
- (注 45) 明治学院大学「明治学院大学研究倫理基準」（2025 年 5 月 10 日改訂）<https://www.meijigakuin.ac.jp/assets/research/inspect/kenkyurinri_standard2024.pdf> (as of Jan 13, 2026)。
- (注 46) アメリカ科学振興協会<<https://www.aaas.org/>> (as of Jan 13, 2026)。
- (注 47) editage「学術論文執筆と AI：研究者がすべきこと、すべきでないこと」（2025 年 9 月 7 日 Web）<<https://www.editage.jp/blog/academic-writing-and-ai-dos-and-donts-for-researchers/>> (as of Jan 14, 2026)。
- (注 48) イギリスを本拠とする Informa 社の一部門である学術書出版社である。
- (注 49) イマニュエル・カントの哲学に大きく影響を受け、のちの G.W.F. ヘーゲルやフリードリッヒ・シェリングらに影響を与えたドイツ観念論の哲学者である。
- (注 50) ヨハン・ゴットリープ・フィヒテ（著）・宮崎洋三（訳）『学者の使命 学者の本質』（岩波書店、1942 年）。
- (注 51) 熱やエネルギーがどのように移動し、仕事に変換されるかを扱う物理学の一分野である。
- (注 52) 「無秩序さ」や「乱雑さ」の度合いを表す言葉で、秩序だった状態（低いエントロピー）から、より乱雑な状態（高いエントロピー）へと自然に移行する傾向として物理学などで用いられる。
- (注 53) 「情報とは何か」を数学的に定義し、情報を効率的かつ確実に伝達・貯蓄・処理するための原理を研究する学問である。
- (注 54) 電気と磁気の現象、そしてそれらが互いにどう影響し合うか（電磁相互作用）を研究する物理学の一分野である。

(注 55) Google が提供する AI 搭載のリサーチ・情報整理アシスタントツールである。PDF、ウェブサイト、YouTube 動画、Google ドキュメントなどを読み込ませて、要約、分析、質問応答、学習ガイド作成などを自動で行い、根拠となる情報を引用しながら情報を提供するツールである。

(注 56) 高田寛「対話型文章生成 AI の法的課題について－ChatGPT を例に－」企業法学研究究 2023 第 12 卷第 2 号 29～56 頁（2024 年）
<https://www.jabl.org/kigyouhougakuenkyuu2023Vol.12No.2_Takada_ronbun.pdf> (as of Jan 14, 2026) 。